

旧平荘小学校の兵庫県への移譲について

1 概要

令和6年4月の両荘みらい学園の開校に伴い、閉校となった旧平荘小学校については、兵庫県より、東播磨地域の県立特別支援学校の狭隘化を解消し、適正な教育環境を確保するため、当該小学校の既存校舎を活用して再整備し、新たな県立特別支援学校を設置したいとの意向が示されていました。

東播磨地域の県立特別支援学校2校には、多くの本市児童生徒が就学しており、兵庫県が旧平荘小学校を新たな特別支援学校の設置のために利活用することは、東播磨地域の障がいのある子ども達に対する良好な教育環境の確保につながることから、その施策の方向性や設置目的等に賛同し、積極的に協力するものとして、兵庫県に旧平荘小学校を移譲します。

(参考) 学校園廃止後の跡地利活用の検討の流れ

検討①：教育目的での利活用について検討 ⇒ 今回の兵庫県での利活用が該当
⇒検討②：教育目的以外の行政目的での利活用について検討
⇒検討③：行政目的に限らず、民間事業者も含めた幅広い目的での利活用について検討

2 移譲内容

対象	取扱い	考え方
①土地 (普通財産)	無償貸付	他の自治体での県立特別支援学校の整備の事例を参考に決定。 ①土地 新たな県立特別支援学校の設置が本市の障がいのある子ども達の教育環境の充実に資するものであることから、その趣旨に賛同し、積極的に協力するものとして無償貸付を行う。
②建物 (普通財産)	無償譲渡	②建物 既存建物を解体撤去するには多額の費用が必要となるが、兵庫県が活用することにより市の経費を抑制することにつながる。 土地の貸付契約が満了した場合は、譲渡物件を含む全ての建物を兵庫県が解体撤去した上で土地を返還することを契約条件とすることをもって無償譲渡を行う。

3 移譲時期（予定）

令和6年9月1日（契約締結日）

4 今後の流れ（予定）

- ・ 令和6年9月1日：契約締結（土地使用貸借、財産譲与）
※契約締結後、兵庫県にて埋蔵文化財発掘調査、既存校舎改修・新校舎増築工事
- ・ 令和8年4月：既存校舎（改修後）を活用し、県立特別支援学校の一部供用開始
- ・ 令和9年4月：新校舎増築工事後、県立特別支援学校の全面供用開始